



## 図書館専門職員の資格認定試験制度

葉袋 秀樹

### はじめに

本稿では、図書館専門職員の資格認定の取り組みについて考える。

### I. 図書館情報大学生涯学習セミナー

去る3月9日(土)午後、主婦会館プラザエフ(東京・四谷)で、図書館情報大学生涯学習教育研究センターの主催で、「司書資格を考える—すべての館種の図書館に専門職員の資格と教育プログラムを」(平成13年度図書館情報大学生涯学習セミナー)が開催され、60名以上の図書館関係者が参加し、熱心な討論が行われた。内容は次のとおりである。

- 問題提起「図書館の専門職員と司書資格」  
葉袋秀樹(図書館情報大学)<sup>1)</sup>
  - パネルディスカッション「すべての図書館に専門職員の資格制度を」
    - ①首藤佳子(星ヶ丘厚生年金病院図書室)
    - ②山本達夫(専門図書館協議会)
    - ③池田剛透(多摩大学メディア&インフォメーション・センター)
    - ④比嘉 時(前東京都立中央図書館)
    - ⑤阪田蓉子(明治大学文学部)
- 司会：緑川信之(図書館情報大学)
- パネリストによる報告の中心は、①近畿病院図書室協議会と病院図書室研究会の共同事業である「病院図書館員認定資格制度」(首藤佳子)<sup>2) 3)</sup>、②専門図書館協議会による専門図書

館職員を対象とする「情報管理専門職(仮称)資格検定試験」(山本達夫)<sup>4)</sup>、③大学図書館員のためのメーリングリストによる大学図書館職員を対象とする「司書試験(資格試験または専門性評価試験)」(池田剛透)<sup>5) 6)</sup>である。それぞれ各館種の専門職員の資格認定をめざす取り組みである。①は館種別ではなく、主題別専門図書館の職員と考えることもできる。なお、セミナーの準備過程で、日本医学図書館協会による取り組み(後出)を取り上げて欲しいという声があった。このほか、④公立図書館に関して、公立図書館職員のための上級資格試験<sup>7)</sup>や図書館学一般の専門(上級)試験<sup>8)</sup>の提案が紹介され、公立図書館でも資格試験が必要であることが指摘された。

③の大学図書館の取り組みは「図書館雑誌」で報告されているが、①②の2つの取り組みは「図書館雑誌」でも報告されておらず、広くは知られていない。これらの取り組みは3つの取り組みの関係者の間でもよく知られていない。

### II. 3つの取り組みの背景と内容

このような取り組みがほぼ同時に行われているのは偶然ではない。その背景は館種によって異なるが、全体として次の7点が考えられる。

#### [資格の必要性]

- 病院、企業、各種団体等で専門資格を持つ職員が増加し、図書館職員の資格の確立と社会的認知が必要になってきていること。
- 図書館業務の変化が激しいため、図書館職員が必要な知識や技術を身に付けているかどうか

かを確認し、それを向上させるための手段が必要になっていること。

- 情報の重要性に対する認識が高まるに伴い、専門的な情報サービスの重要性と可能性が高まっていること。

[現在の司書資格・養成の問題点]

- 現在の司書養成では、専門的情報サービス、マネジメント、情報の電子化への対応が不十分であること。
- 現在の司書養成は公立図書館職員を主な対象としており、大学・専門図書館職員の養成には不十分であること。
- 現在の司書養成は講習の受講が必要で、現職者教育には不適切であること（通信教育を除く）。
- 現在の司書資格は資格試験を伴わないため社会的評価が低く、一部の公立図書館や私立大学図書館ではその配置が後退していること。

3つの取り組みの内容は、①では、病院図書館員認定試験に対する需要調査を行い、資格認定の方法について検討し、教育カリキュラム案、病院図書館員認定試験企画書を作成し、最終的な報告書を提出している。②では、試験への興味、受験の意思、試験に対する評価、職員に必要な知識・能力を調査し、③では、資格試験、専門性評価試験に対する賛否、試験の方法、受験の意思を調査している。アンケート調査での図書館職員の反応は、①病院図書館では、大多数が認定制度を支持し、②専門図書館では、多数が興味を示し、過半数が受験を希望し、③大学図書館では、試験内容に対する不安もあるが、試験等を望む声が多い。このように資格試験に対するニーズがあることが確認されている。

このように、共通する問題意識のもとに似た試みが行われているため、その方法や成果を共通のものとし、交流や協力の基盤を作ること、これらの取り組みをさらに進めるための課題を明らかにすることが必要である。

Ⅲ. 音楽図書館界の取り組み

このセミナーの直後に刊行された『図書館雑誌』4月号では、松下鈞氏（国立音楽大学図書館）が「専門図書館員の養成－音楽図書館界の場合」<sup>91</sup>と題する記事を寄せている。

最初に、わが国の図書館界について次のように指摘している。

- 高等教育機関に専門図書館員を養成するコースが置かれていない。
- 主題別専門図書館団体が行う現職者スキルアップ教育と館内研修がやむなく専門図書館員の養成を担っている。
- 専門図書館に必要な人材の育成について図書館界と図書館学教育界との間で情報交換や論議が行われていない。
- 図書館学教育の大枠が図書館法の規定する司書養成にとどまる限り、専門図書館員の資質や養成に関する議論は起こりにくい。
- 主題専門図書館員の養成プログラムを検討する図書館団体はまれである。

例外として、「教育大綱」を定め、基礎研修、継続教育、館長司書会議、医学図書館研究会の4つのプログラムによって専門職員制度確立に向かおうとする日本医学図書館協会を挙げている。

結論として最後に次の2点を挙げている。

- (1)それぞれの専門分野における図書館団体は、その主題の図書館と図書館員の専門的職務は何かを明確にする。それを組織的にあるいはそれぞれの図書館での業務を通して実現する。
- (2)専門図書館が求める人材、必要と思われる知識や技能、カリキュラム内容などについて討論する場を設けるように図書館学教育機関への呼びかけを行う。

特定主題の専門図書館の専門職員について養成の必要性を論じているが、館種別専門図書館職員の養成と重なる部分が多い。このような見解は他の団体にもあると考えられる。なお、(1)は専門的職務を明確化し実現する必要性を提案

している点で優れている。

今回のセミナーは、松下氏が指摘するように、専門図書館の専門職員の資質や養成に関する論議が起こりにくいいため、(2)をめざしたものである。

#### IV. 司書の資格と養成

##### 1. 司書の資格

このような取り組みが必要になる背景は何であろうか。まず司書資格について正しい認識を持つ必要がある。図書館法が定める司書資格は、法律上は公立図書館、私立図書館の専門的職員の資格である。これは大学図書館職員、学校図書館職員（学校司書）、専門図書館職員の資格ではない。だからこそ「児童サービス論」や「生涯学習概論」が必修科目になっているのである。ただし、司書資格は公立図書館以外の図書館のための基礎資格の役割を果たしていることも事実である。

わが国には、大学図書館や専門図書館の専門職員の資格制度、図書館専門職員全体を包括する資格制度は存在しない。専門職員の制度があるのは図書館職員の一部に過ぎない。

そのため、石塚栄二氏は、1992年に図書館員が専門職業人としての社会的認知を受けるためには、館種の如何にかかわらず専門職業人として処遇されることが必要」であり、「この実現のためには、他の館種における資格制度の速やかな実現が待たれる」<sup>10)</sup>と述べている。

##### 2. 司書の養成

司書講習や司書課程は図書館法が定めた司書を養成するための課程であり、法律上は図書館専門職一般の養成の場ではなく、大学図書館や専門図書館の専門職員の養成の場でもない。図書館情報学専攻科では「大学図書館論」や「専門図書館論」などの科目を設けて大学図書館職員や専門図書館職員の養成を意図している。

しかし、そのような養成機関が少ないため、司書課程で大学図書館や専門図書館の職員の養成も行わなければならない。これはやむを得な

いことであるが、現在の司書科目では、大学図書館、専門図書館の職員、学校図書館職員（学校司書）の養成は困難である。

この点を解決するには、各館種の図書館の専門職員の資格とそのため教育体制の確立が必要である。このため、I. で挙げた取り組みが行われているのである。

#### V. 資格認定試験の検討

##### 1. 資格試験に対する認識

わが国では、近年司書の資格試験の必要性が論じられるようになってきた。これは、従来、米国の大学院での養成のみが紹介されてきたことと比べて大きな前進である。日本の社会では、一般に専門職資格のための選別手段として、学歴よりも国家試験などの資格試験が用いられるからである。

法律上の資格がない場合は、民間レベルで専門職資格を設けることが必要である。民間資格の内容はさまざまであるが、主催団体と資格の内容に信頼性があること、実績を積み重ねることが重要である。ただし、これらの取り組みには図書館情報学教育機関や教育担当者の協力が必要であろう。

##### 2. 学力検定試験の実施

職業のための資格とは別に、学問別の学力検定試験が行われるようになってきている。法律学では、2000年度から財団法人日弁連法務研究財団、社団法人商事法務研究会の主催で「法学検定試験」が<sup>11)</sup>、経済学では、2001年度から日本経済学教育協会によって「経済学検定試験」が行われている<sup>12)</sup>。これらの試験の目的は、①全国統一レベルで学問の実力レベルが判定される、②判定結果を就職試験等に活用できる、③学習における知識習得の目標となる、④ビジネスマンも知識の達成度を確認できる、という点にある。大学進学率が高まる中で、わが国の大学では教育や学習の目標が不明確であるため、これらの試験が設けられたものと考えられる。セミナーでは、阪田氏が、学力検定試験があれば、学生、

教員それぞれにとって学力、教育の評価が可能になると指摘している。

筆者も1999年に、図書館情報学に関して「司書の専門的知識の自己評価試験」<sup>13)</sup>を提言した。図書館情報学の教育・学習目標を設け、司書の知識の水準を向上させ、優秀な司書を評価するためには、図書館情報学教育の分野でも自己評価試験や学力検定試験が必要である。これと専門職資格試験を何らかの形で組み合わせることが考えられる。これが実現すれば、図書館現場と図書館情報学教育機関が協力できる。

問題は、図書館情報学教育の世界に、経済学や法学の教育の世界のような力量と先見性があるかどうかである。

## VI. 資格認定試験実現のための課題

### 1. 学会・研究者の協力

このような取り組みについては、実践だけではなく、理論的な裏付けが必要である。取り組みの中で、資格試験実施のための費用負担、問題作成の労力、既成の司書資格との関係、資格の区分のあり方、資格の所管官庁と認定主体、試験内容の検討等、調査研究を必要とする課題が多数あることが明らかになった。この点については学会や研究者の取り組みと協力が必要である。

試験と教育の実施については、実務家が担当する、一部を教員に依頼する、大学・研究団体等の協力を得る、の3つの方法がある。「病院図書館員認定資格制度」は、基本的に実務家が担当する考え方である。松下氏は、大学・研究団体等の協力を得ることを想定している。この点の考え方によって、大学・研究団体との関係が変わってくる。

### 2. 日本図書館協会の評価

このような課題に取り組むには、どの団体を中心となるべきだろうか。日本の図書館界では日本図書館協会に期待することが多い。実際、日本図書館協会の役員や委員には、日本図書館協会は日本の図書館界の唯一のナショナル・セ

ンターであるという考え方<sup>14)</sup>がある。日本図書館協会に期待すべきだろうか。答は今のところ「否」であろう。

日本図書館協会の館種別の会員数や役員数を見れば、日本図書館協会にはすべての館種の声を集約する体制や力量がないことは明らかである。運営の中心である個人選出理事・常務理事の大部分は公立図書館職員である。日本図書館協会は、この30年間公立図書館を中心に司書職制度要求運動を行ってきたが、成果を上げることができなかった<sup>15)</sup>。

先に挙げた3つの取り組みは、これまでの日本図書館協会の「図書館員の専門性」「図書館員の倫理綱領」中心の運動とは明らかに異質である。筆者は、日本図書館協会に対して、「今後は、新しい発想と方法で、すべての館種の図書館の専門職員の資格・養成・研修に取り組むべきである」「資格と養成については、各館種別の取り組みの現状を明らかにし、交流する機会を設け、多様な取り組みを集約して、社会的な力とし、社会に訴える機会を設けるべきである」と述べ、それには「他館種の図書館職員や関係団体から信頼される活動が必要である。これまでの公立図書館中心の組織運営を見直すとともに、『すべての館種を支える図書館のナショナル・センター』論を克服し、各館種の図書館協会等と協力することが必要である」<sup>1)</sup>と述べた。しかし、日本図書館協会において、そのような方針転換が行われる可能性は低いと思われる。また、現在の日本図書館協会にその力量があるかどうか疑問である。

### 3. 館種別図書館団体の連携

3つの取り組みは、現状では各館種ごとの取り組みにとどまっており、図書館情報学教育担当者との交流や協力はまだ行われていないようである。そこで、松下氏が提案している「専門図書館が求める人材、必要と思われる知識や技能、カリキュラム内容などについて討論する場を設けるように図書館学教育機関への呼びかけを行う」ことが必要になる。

この点で、館種別の図書館団体間の連携が効果的と思われる。セミナーでも発言があったように、専門職員の資格と教育プログラムの確立は各館種ごとの課題であり、他の館種に依存することはできない。しかし、そのような団体が多数存在すれば、それだけ全体の力は強くなり、行政機関や図書館設置機関に働きかける力が強くなる。教育機関に取り組みを要請する上でも、館種別図書館団体の数が多いと有利である。このような連携が実現されれば、日本図書館協会が方針転換する可能性も生じてくる。

#### 4. 関係機関の協力

今回は図書館情報大学生涯学習教育研究センターがセミナーを主催したが、今後も関係大学、研究団体、研究者がその役割を果たすことが期待される。なお、図書館情報大学は2002年10月に筑波大学と統合され、同センターは廃止される予定である。

### VII. おわりに

病院図書館における取り組みは決して孤立した取り組みではない。それは各館種別に専門職員の資格と教育プログラムを確立しようとする大きな流れの一環である。

実際に改革を進めるには、図書館界に対して明確な問題提起を行うと共に、実験的な取り組みを進めることが効果的である。この点で、館種別・主題別図書館関係団体では、模擬試験の実施が、養成機関の側では、大学の授業や司書講習の一環として、標準的な試験問題の作成が期待される。

#### 参考文献

- 1) 葉袋秀樹：図書館職員の研修と専門職の形成－課題と展望。図書館雑誌。2002；96(4)：230-233.
- 2) 首藤佳子：病院図書館員認定資格制度企画書を提出して－現実と理想の距離。ほすびたるらいぶらりあん。2001；26(4)：338-348.

- 3) 首藤佳子：病院図書館員認定制度に関する検討課題。病院図書館。1998；18(3)：126-134.
- 4) 山本達夫：情報管理専門職（仮称）資格検定試験アンケート結果の報告。専門図書館。1999；176：26-31.
- 5) 池田剛透、小田切夕子：「司書試験」実施に関するアンケート報告書。図書館雑誌。1999；93(6)：456-459.
- 6) 大学図書館員のためのメーリングリスト。「司書試験」実施に関するアンケート集計報告書。[引用 2002-06-30]。http://ml.iss.tama.ac.jp/main.html
- 7) 森耕一：図書館がダメになる。図書館雑誌。1992；86(9)：670.
- 8) 河井弘志：「JLA図書館学専門試験」の提案。図書館雑誌。1994；88(5)：320-321.
- 9) 松下鈞：専門図書館員の養成－音楽図書館界の場合。図書館雑誌。2002；96(4)：238-240.
- 10) 石塚栄二。図書館員の倫理。高山正也他共著。図書館概論（講座図書館の理論と実際1）。東京：雄山閣；1992。p.159-164.
- 11) 財団法人日弁連法務研究財団。法学検定試験。[引用 2002-06-30]。http://www.jlf.or.jp/hogaku/index.shtml
- 12) 日本経済学教育協会。ERE（経済学検定試験）。[引用 2002-06-30]。http://vivid-keizai.khk.co.jp/
- 13) 葉袋秀樹：「司書の専門的知識の自己評価試験」の提案。図書館雑誌。1999；93(3)：221.
- 14) 21世紀初頭における日本図書館協会のあり方検討委員会：21世紀検討会の「報告書」の作成経過と概要について。図書館雑誌。2001；95(3)：202-208.
- 15) 葉袋秀樹。司書職制度の基礎。図書館運動は何を残したか。東京：勁草書房；2001。p.3-138.